

在籍する児童生徒に合わせた教育課程の見直しを

【指導室 特別支援教育班】

令和3年2月8日に文部科学省のホームページに「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」が掲載され、「Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上」の「2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性」として次の項目が挙げられています。

《求められる専門性》

- 特別な教育課程の編成方法
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法
- 障害の特性等に応じた指導方法
- 自立活動を実践する力
- 障害のある児童生徒の保護者支援の方法
- 関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得

本報告では、「特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。」とされています。

つまり、児童生徒一人一人の実態に応じた教育課程を考える必要があるということになります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの学校で販売会や合同作品展等の行事で変更や中止がありました。

行事の見直しも含め、右のポイントを意識しながら教育課程を考えてみましょう。

Point

《知的障害特別支援学級の教育課程編成時の留意点》

- 児童生徒一人一人の学習状況を確認していますか。
- 行事や単元計画の見直しを行っていますか。
- 教科等横断的な視点で指導計画を作成していますか。
- 学習形態は学習目標に到達するために最適なものですか。

特別支援学級は、小・中学校学習指導要領において特別の教育課程を編成することが認められていますが、「特別＝自由」という意味ではありません。特別とは、「児童生徒一人一人の実態に応じた」の意味であるということに留意し、以下の点についても本人・保護者に説明できるようにしましょう。

- ◆ 自立活動の授業時数に伴う各教科等の授業時数減はどの程度にするのか。
 - ※ 学習指導要領に示されている各教科の授業時間を大きく下回らないよう留意する。
- ◆ 学習形態は、「一斉→個別→合わせた指導」の順に学びやすさを最優先にしているか。
 - ※ 児童生徒の成長に合わせて、通常学級での学びの時間も取り入れる。